

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム賦課徴収者ファイル
実施機関の名称	栗東市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課市民税係
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税賦課徴収、証明発行、調査回答のために利用する。
記録項目	宛名番号、個人識別符号（個人番号）、氏名、続柄、死亡年月日、転出入年月日、住所、電話番号、車両状況、課税状況、納税状況、取引状況、心身機能の障害
記録範囲	栗東市内を定置場とする軽自動車を所有する者
記録情報の収集方法	本人から申請書・申告書・届出書で収集、総合窓口課から宛名管理システムを介して収集、軽自動車申告事務所から紙媒体を介して収集、地方公共団体情報システム機構の軽自動車検査情報システムからネットワークを介して収集、地方税共同機構の軽 OSS システムからネットワークを介して収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	各市区町村・警察署・地方税共同機構・軽自動車検査協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	栗東市市民部税務課 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	-